

平成31年1月31日
宮城第一信用金庫

「後見支援預金」の取扱開始について

当金庫は、平成31年2月1日（金）より「後見支援預金」の取扱いを開始いたします。

「後見支援預金」については、当金庫を含む宮城県内5信用金庫（気仙沼信用金庫・石巻信用金庫・杜の都信用金庫・仙南信用金庫・宮城第一信用金庫）が一斉に取扱いを開始するものです。

「後見支援預金」は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産を安全・適切に管理できる預金です。預金の預入れや払戻しなどは、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づいて行う預金であるため、ご本人の財産について透明性の高い管理が可能となります。

1. ご利用いただける方

家庭裁判所から「後見支援預金」の利用に係る「指示書」を交付された方

2. 取引方法

預入れ、払戻し等は仙台家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき取引をいたします。

3. 商品特性

- (1) 給与・年金等の自動受取りおよび公共料金・クレジット等の預金口座振替はご利用いただけません。
- (2) キャッシュカードは発行いたしません。
- (3) お取引は、口座を開設された店舗窓口のみでの取扱いとなります。

※詳細につきましては、下記にお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》

最寄りの各営業部店および業務部業務推進担当（Tel.022-221-3061）

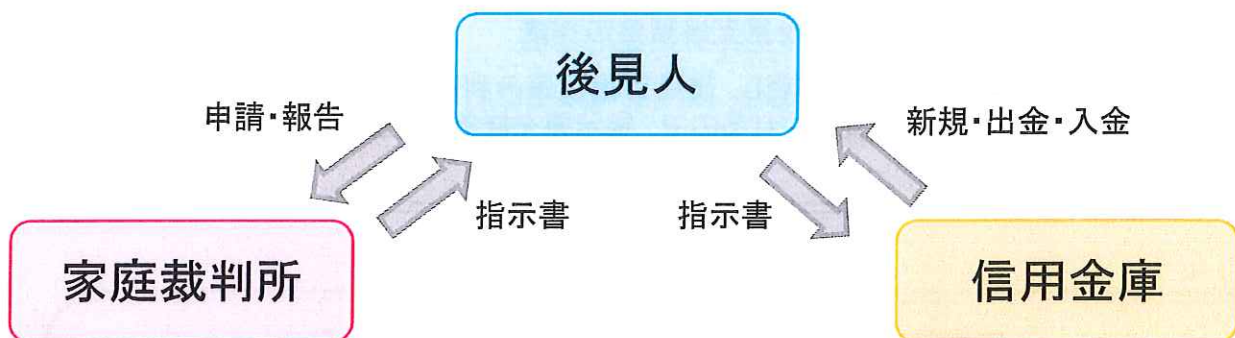
後見支援預金について

宮城県信用金庫協会

後見支援預金とは？

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

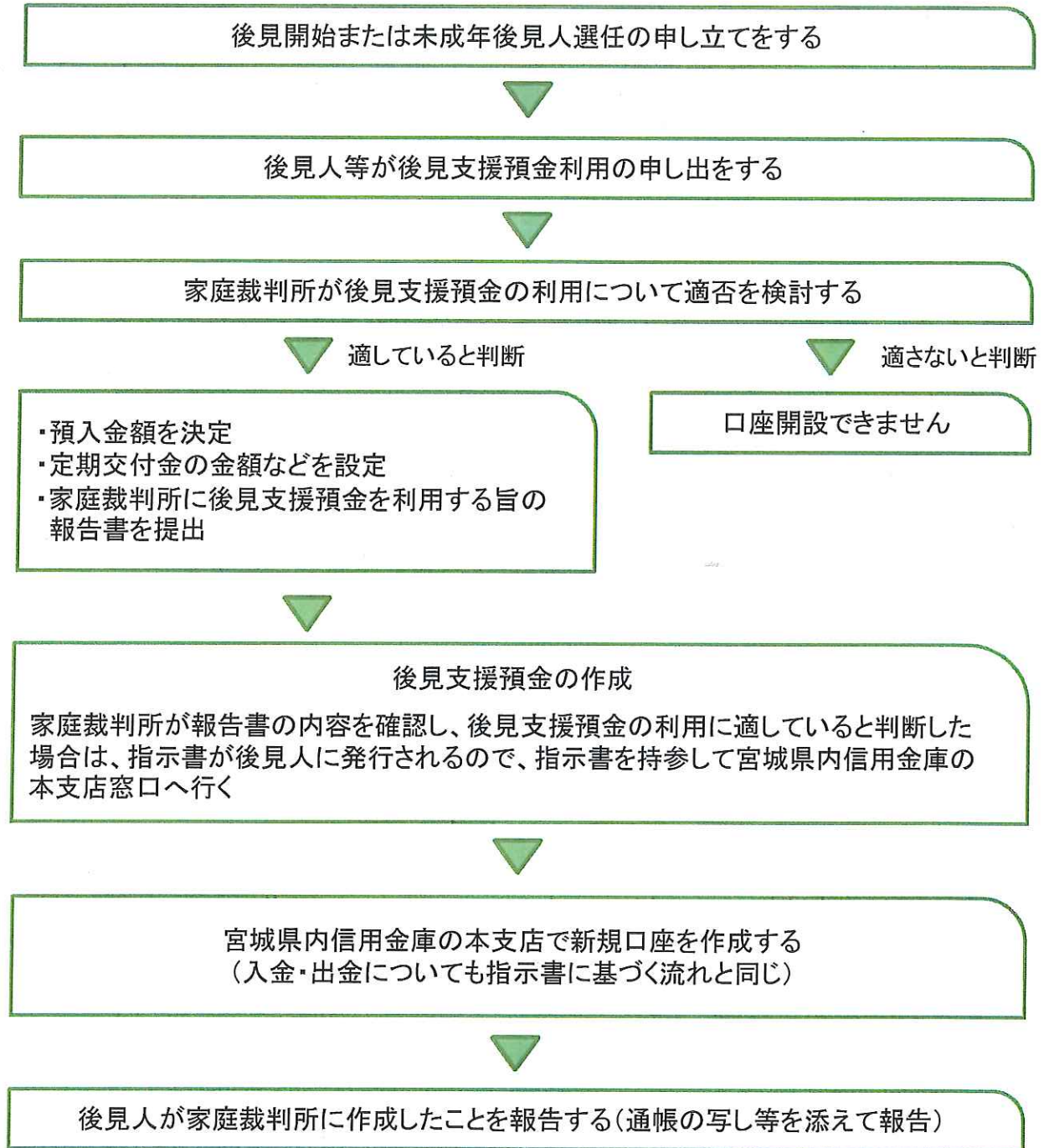
- 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- 後見支援預金口座における入出金は、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。



後見支援預金の特徴・メリット

- ・すべての取引(入金・出金・解約等)に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ・普通預金であり、いくらからでも預入することができ、手数料はかかりません。
- ・金利は、定期預金1年もの(300万円未満)の店頭表示金利を適用いたします。
- ・キャッシュカードは発行されません。
- ・後見人が口座を開設できます。
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ・現在は「後見」の類型のみの取扱いとなります。
- ・手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

後見支援預金口座開設までの流れ



◆後見支援預金口座開設時に必要なもの◆

- ・指示書
- ・後見人の本人確認書類
- ・登録印鑑
- ・登記事項証明書(原本)
- ・口座開設申込書(本支店にて記入)
- ・預入金

詳しくは、宮城県内の信用金庫本支店窓口へお問い合わせください